

CSL 加盟会社^{*}/セントラル警備保障の機械警備ご契約者さまへ

CSL ザ・ベスト

Property Pro Smart

企業財産総合特約付普通火災保険（一般物件用）

機械警備と補償のセット “保障から補償まで” トータルな安心をご提供します。

機械警備で割引

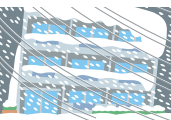
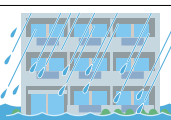


Property Pro Smart は 様々な災害に備えた合理的なプラン選択ができる商品です。

- 特長**
- 1 お客様のニーズに応じて“3つのプラン”から選択できます。
 - 2 フルカバープランでよりワイドな補償が可能です。
 - 3 財物損害補償と休業損失の補償を1つにまとめてご契約できます。
 - 4 特約付帯により、地震・噴火・津波による財物の損害も補償ができます。

財物のプラン別補償範囲

○ 補償します × 補償しません △ 限定して補償します

補償プラン		フルカバー プラン※1	総合プラン	基本プラン	
1 火災		○	○	○	
2 落雷		○	○	○	
3 破裂・爆発		○	○	○	
4 風災、雹災、雪災		○	○	○	・ 損害額が 20 万円以上になった場合
5 物体の落下、 飛来、衝突、 接触、倒壊等		○	○	×	
6 水濡れ		○	○	×	・ 給排水設備に生じた事故または他人が 所有・使用する戸室で生じた事故による 水濡れ
7 騒擾および これに類似の 集団行動等		○	○	×	
8 盗難		○	△	×	・ 総合プランでは「商品・製品等」は対象 となりません。 ・ フルカバープランでは「商品・製品等」 に生じた盗難は、自己負担額：1 万円
9 水災		○	○	×	
10 電氣的・ 機械的事故		○※2	×	×	・ 自己負担額：1 万円
11 上記 1 から 10 以外の不測かつ 突発的な事故		○	×	×	・ 自己負担額：1 万円

※1 保険の対象に家財を含む場合はフルカバープランはご選択いただけません。

※2 保険の対象および職作業に応じた特約を付帯して補償します。

特長 5 さらに「費用保険金」をお支払いします。

損害保険金のお支払い時にプラスして、以下の費用保険金をお支払いします。

地震火災費用保険金

地震、噴火またはこれらによる津波を原因とする火災によって、次の損害が生じた場合、それによって臨時に生ずる費用に対してお支払いします。

建物が半焼以上となったとき	建物の保険金額 [*] の5%
設備・什器、商品などを収容する建物が半焼以上となったとき	設備・什器、商品などの保険金額 [*] の5%
家財を収容する建物が半焼以上となったとき、家財を収容する屋外設備・装置の火災による損害の額が保険価額の50%以上となったとき、また家財が全焼となったとき	家財の保険金額 [*] ×5%
家財以外の動産を収容する建物が半焼以上となったとき、またはその動産を収容する屋外設備・装置の火災による損害の額が保険価額の50%以上となったとき	家財以外の動産の保険金額 [*] ×5%

(1事故、1敷地内につき300万円限度)

臨時費用保険金

フルカバープランでは財物のプラン別補償範囲1～11の事故で、総合プランでは1～7の事故で、基本プランでは1～4の事故で損害保険金をお支払いする場合、事故によって保険の対象に損害を受けたために臨時に生ずる費用に対してお支払いします。お支払額は損害保険金の30%(1事故1敷地内につき500万円限度)、もしくは10%(1事故1敷地内につき100万円限度)からご選択いただけます。

特長 6 オプション(ニーズに合わせた各種特約)

補償を拡充させる特約をご用意しました。

休業損害補償特約^{※1}

フルカバー 総合

火災、落雷、破裂・爆発、風災、雹災(ひょうさい)、雪災、(台風、暴風雨、豪雨等による洪水、融雪洪水、高潮、土砂崩れ等)の水災^{※4}、外部からの物体の落下、飛来、給排水設備の水漏れ、騒擾(そうじょう)等、盗難などの事故により保険の対象が損害を受けた結果、営業が休止または阻害されたために生じた損失に対して保険金をお支払いします。

保険金の支払額

休業損失:ご契約金額(粗利益日額)×休業日数
ただし、復旧期間内の売上減少高に支払限度率を乗じて得た額から復旧期間内に支払いを免れた経常費等の費用を差し引いた残額を限度とします。

休業損害補償追加特約^{※1※2}

フルカバー

休業損害補償特約で補償される事故による損害のほか、偶然な事故により保険の対象が損害を受けた結果、営業が休止または阻害されたために生じた損失に対して保険金をお支払いします。また、空調設備、電気設備、給排水・衛生設備、消火設備、昇降設備、回転展望台設備、シューター設備、厨房機械設備、駐車機械設備などに生じた電氣的・機械的事故に起因する損害もお支払いの対象となります。^{※4}

損害防止費用

フルカバープランでは財物のプラン別補償範囲1～3および10、総合プランと基本プランでは1～3の事故で要した費用のうち、弊社が必要または有益であったと認めた消火活動のための費用をお支払いします。

残存物取片づけ費用保険金

フルカバープランでは財物のプラン別補償範囲1～11(ただし、8に記載の建物保管中の業務用通貨預貯金証書の盗難は除く)の事故で、総合プランでは1～7、および9の事故で、基本プランでは1～4の事故で損害保険金をお支払いする場合、事故によって生ずる残存物取片づけ費用に対してお支払いします。お支払額は損害保険金の10%の範囲内で、実際に支出された額です。

失火見舞費用保険金

財物のプラン別補償範囲1または3の事故で、第三者の所有物に損害を与えた場合に、それによって生ずる見舞金等の費用に対してお支払いします。お支払額は被災世帯数に20万円を乗じた額です。(1事故につき保険金額または保険価額のいずれか低い額の20%限度)

修理付帯費用保険金

財物のプラン別補償範囲1～3の事故で保険の対象に損害が生じた結果、その復旧にあたり弊社の承認を得て支出した必要かつ有益な費用に対してお支払いします。(1事故、1敷地内につき保険金額^{*}の30%、または1,000万円のいずれか低い額が限度)

※保険金額が保険価額を超える場合は保険価額とします。

借家人賠償責任補償特約

フルカバー 総合 基本

火災や破裂・爆発によって借戸戸室を損壊し、その借戸戸室の貸主に対して法律上の損害賠償責任を負った場合に保険金をお支払いします。

修理費用補償特約^{※3}

フルカバー 総合 基本

火災、落雷、破裂・爆発、風災、雹災(ひょうさい)、雪災、外部からの物体の落下、飛来、給排水設備の水漏れ、騒擾(そうじょう)等、盗難などの事故により、借用する建物または戸室に損害が生じた場合において、被保険者(賃借人)が貸主との契約に基づき、自己の費用で修理したときの修理費用を補償します。

地震危険補償特約
(縮小支払方式)^{※1}

フルカバー 総合 基本

建物(居住用建物を除く)、屋外設備・装置、設備・什器、商品・製品などに生じた地震または噴火による火災、破裂・爆発、損壊、水災等の損害を補償します。実際に発生した損害額から約款記載の自己負担額を差し引いた額に、あらかじめ決めておいた縮小割合(%)を乗じた金額をお支払いします。

- ※1 保険の対象に家財を含む場合は付帯できません。
- ※2 休業損害補償特約を付帯する場合に付帯できます。
- ※3 借家人賠償責任補償特約を付帯する場合に付帯できます。
- ※4 事故発生日を含む最初の3日間の損失は補償できません。

「地震保険」をお勧めします。

地震・噴火・津波が原因による火災・損壊・埋没・流出の損害は、地震保険以外では補償されません。地震保険をあわせてご契約いただくことにより、地震・噴火またはこれらによる津波を原因とする火災・損壊・埋没・流出による損害が補償されます。なお、地震保険の対象となるのは店舗併用住宅の建物と家財となります。

- 地震保険は火災保険に付帯してご契約いただけます。(地震保険単独ではご契約いただけません。)
 - 地震保険の保険金額は、火災保険の保険金額の30%～50%の範囲で設定いただけます。また、建物・家財ごとに設定できる限度額があります。
 - 1回の地震等による損害保険会社全体で算出された保険金の総額が12兆円を超える場合、お支払いする保険金は減額されることがあります。
- (2021年4月1日現在)

「機械警備による安心保障」と「保険による補償」に割引もご提供!

CSLザ・ベスト

割引の適用で合理的な保険料での補償のご提供が可能となります!

■ 機械警備割引 割引率 10%

保険の対象である建物または保険の対象を収容する建物に対して警備業法で定める警備業者がおこなう機械警備業務が施されており、かつ有効に機能している場合にこの割引の対象となります。
割引の適用には機械警備を導入していることが確認できる証明書が必要となります。

■ 文教物件 / 医療物件割引 割引率 10%

文教物件は、保育園、幼稚園や小・中・高等学校などや各種学校、図書館、美術館、神社、仏閣、教会などの宗教施設、老人施設、福祉・介護施設などの建物および収容品が対象となります。
医療物件は、病院、診療所、その他の医療施設などの建物および収容品が対象となります。



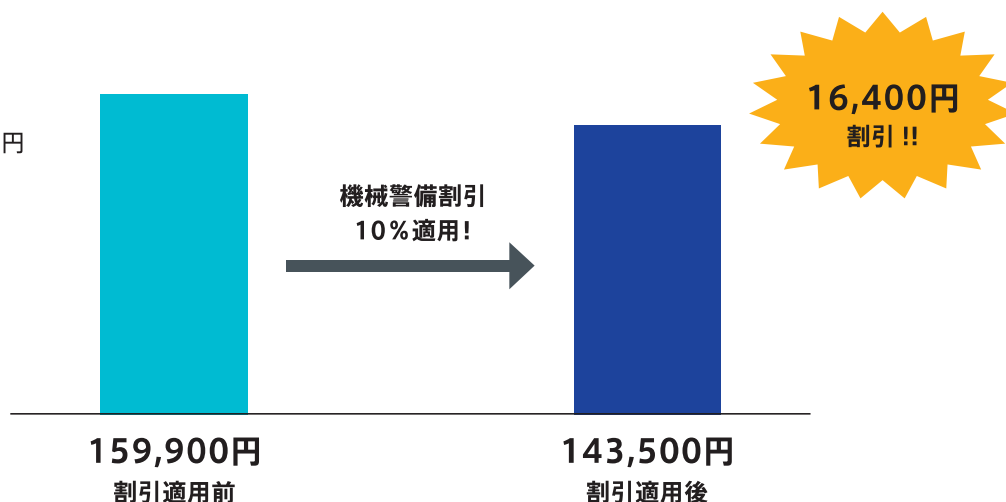
保険料例

■ 東京都内 鉄筋コンクリート造り事務所 (1 級構造) 延床面積 1,600m² 保険期間 1 年間 一括払い契約

■ 基本プラン

< 保険金額 >

- ・建物 3億円
- ・設備・什器等 1億1,000万円
- ※機械警備割引 10%



フルカバープランをお勧めします！

基本・総合プランでは補償されない、不測かつ突発的な事故や電氣的・機械的事故による損害を補償します。

■ 例えば…

- 従業員が誤って、玄関のガラスを割った。
- ショート、スパーク、過電流による事故損害。

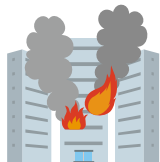


さらに補償を拡大する地震危険補償特約（縮小支払方式）をお勧めします！

火災保険だけでは、地震による火災、破裂・爆発、損壊、埋没等の損害は補償されません。

■ 地震危険補償特約（縮小支払方式）

以下の事故によって保険の対象に生じた損害に対して保険金をお支払いします。



地震または噴火による火災、破裂または爆発によって生じた損害



地震または噴火によって生じた損壊、埋没または流失の損害



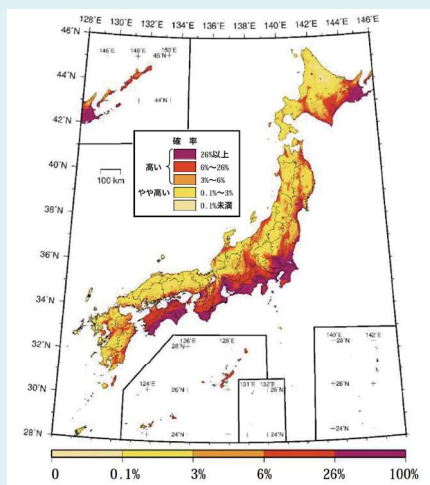
地震または噴火による津波、洪水その他の水災によって生じた損害

お支払いする保険金の額

損害額から自己負担額を差し引いた額に、あらかじめ決めておいた縮小割合（％）を乗じた金額をお支払いします。

※建物の建築年や構造等によってはお引受けできない場合があります。

※休業損害は対象になりません。



今後30年間に 震度6以上の揺れに見舞われる確率

文部科学省地震・防災課の地震調査研究推進本部による地震動予測地図に今後30年間に震度6弱以上の揺れに見舞われる確率が公表されています。日本では「海溝型地震」と活断層による地震があり、全国のどこでも強い揺れに見舞われる可能性があります。

※文部科学省 地震調査研究推進本部 全国地震動予測地図2020年版より抜粋

Property Pro Smart 概要

補償の範囲		保険金をお支払いする場合
1. 火災		火災による損害
2. 落雷		落雷による損害（落雷による火災損害は1に含まれます。）
3. 破裂・爆発		破裂・爆発そのものの損害、被爆損害（破裂・爆発による火災損害は1に含まれます。）
4. 風災、雹災（ひょうさい）、雪災		台風、旋風、竜巻、暴風等の風災損害、雹災（ひょうさい）損害、豪雪、雪崩（なだれ）等の雪災損害を受け、その損害額が20万円以上（敷地内ごと）になったとき
5. 物体の落下、飛来、衝突、接触、倒壊等		建物の外部からの物体の落下・飛来・衝突または倒壊による損害（雨、雪、あられ、砂塵（さじん）、粉塵（ふんじん）、煤煙（ばいえん）等の物の落下・飛来による損害を除きます。）
6. 給排水設備事故の水濡れ等		給排水設備に生じた事故あるいは被保険者以外のものが占有する戸室で生じた事故に伴う漏水、放水、または溢水（いっすい）による水濡れ
7. 騒擾（そうじょう）		数世帯以上の平穏が害されるようなデモや学生運動等の集団行動、労働争議に伴う暴力行為・破壊行為による損害
8. 盗難	■ フルカバープランの場合 建物、設備・什器等、商品・製品等、屋外設備	盗難（強盗・窃盗またはこれらの未遂）によって保険の対象について生じた盗取、損傷、汚損（貴金属・宝石等の明記物件の盗難の場合1事故につき1個または1組ごとに100万円限度）
	■ 総合プランの場合 建物、設備・什器等	
	建物保管中の業務用通貨・預貯金証書	設備什器等が保険の対象である場合に限り、保険証券記載の建物内で通貨が盗まれたとき、または預貯金証書が盗まれ、直ちに預貯金先に被害の届け出をしたが、預貯金口座から現金が引き出されたとき
9. 水災	■ フルカバープラン・総合プランの場合	水災による損害
10. 電氣的・機械的事故		下記の機械、設備・什器類に生じた電氣的・機械的事故によって被った損害を補償します ● 建物付帯機械設備包括補償特約 建物に付帯する以下の機械、機械設備または装置…空気設備、電気設備、給排水・衛生・消火設備、昇降設備、窓ふき用ゴンドラ設備、回転展望台装置、エアシューター設備、ネオンサイン設備、厨房機械設備、駐車機械設備、洗濯機械設備、その他の設備 ● 工場内機械設備包括補償特約 工場敷地内において、その工場の機能を維持するために設置されている機械、機械設備または装置（自走式の運搬・荷役機械を除く） ● 事務・医療用機器類補償特約 施設敷地内において以下の事務用機器や医療用機械器具 事務用機器…事務用機器類 医療用機械器具…手術台、照明器、消毒器、殺菌水装置、麻酔器、呼吸補助器、内臓機能代用器、保育器、X線装置、放射性物質診療用器具、理学診療用器具、検査用器具、医療用鏡、その他の医療用機械器具 その他の機械設備…空調設備、電気設備、給排水・衛生設備・消火設備、厨房機械設備、洗濯機械設備
11. 上記1から10以外の不測かつ突発的な事故		上記1から10の事故を除き、不測かつ突発的な事故によって保険の対象が損害を受けた場合

※保険の対象に家財を含む場合はフルカバープランはご選択いただけません。

保険の対象とできるもの 日本国内に所在する保険申込書記載の以下のもの

	フルカバープラン	総合プラン	基本プラン
建物	○	○	○
屋外設備・装置	○	×	○
(建物、屋外設備・装置に収容する) 設備・什器等	○	○	○
(建物、屋外設備・装置に収容する) 商品・製品等	○	○	○
(建物、屋外設備・装置に収容する) 家財	×	○	○
門、塀もしくは垣または物置、車庫その他の付属建物	△	△	△
貴金属、宝玉および宝石ならびに書画、骨董(ことう)、彫刻物、その他の美術品で、1個または1組の価額が30万円を超えるもの	△	△	△
稿本、設計書、図案、鋳型(ひながた)、鋳型(いがた)、木型、紙型、模型、証書、帳簿その他これらに類する物	△	△	△
通貨、有価証券、印紙、切手その他これらに類する物	△	×	△

○ 保険の対象となります △ 明記することで保険の対象となります × 保険の対象とはなりません

お支払いする保険金の額等

次の算式による保険金をお支払いします。
ただし、保険金額または損害の額のいずれか低い額を限度とします。

■ フルカバープラン

■ 総合プラン

- 保険金額が保険価額の80%に相当する額以上の場合

損害の額

- 保険金額が保険価額の80%に相当する額より低い場合

保険金額を限度として、次式によって算出した額

$$\text{損害の額} \times \frac{\text{保険金額}}{\text{保険価額の80\%に相当する額}}$$

■ 基本プラン

$$\text{損害の額} \times \frac{\text{保険金額}^{※1}}{\text{保険価額}}$$

(注) 商品・製品等の盗難の場合には、自己負担額があります。

1事故1敷地につき業務用通貨は30万円が限度
業務用預貯金証書は300万円と設備什器の保険金額のいずれか低い額が限度

- 保険金額が保険価額の80%に相当する額以上の場合

損害の額^{※2}

ただし、保険金額^{※1}を限度とします。

- 保険金額が保険価額の80%に相当する額より低い場合

保険金額を限度として、次式によって算出した額

$$\text{損害の額}^{※2} \times \frac{\text{保険金額}}{\text{保険価額の80\%に相当する額}}$$

- 保険金額が保険価額の80%に相当する額以上の場合

(損害の額^{※2} - 自己負担額)

ただし、建物付帯機械設備包括補償特約では
建物の主契約保険金額の30%を限度とし、
それ以外では保険金額^{※1}を限度とします。

- 保険金額が保険価額の80%に相当する額より低い場合

保険金額を限度として、次式によって算出した額(ただし、建物付帯
機械設備包括補償特約では建物の主契約保険金額の30%を限度
とします。)

$$(\text{損害の額}^{※2} - \text{自己負担額}) \times \frac{\text{保険金額}}{\text{保険価額の80\%に相当する額}}$$

損害が発生した対象設備の修理のため、対象設備以外のものの取りこわしを必要とする場合は、それを取りこわし直前の状態に復旧するために
要した費用を1回の事故につき300万円を限度として損害の額に算入します。

- 保険金額が保険価額の80%に相当する額以上の場合

(損害の額^{※2} - 自己負担額)

ただし、保険金額^{※1}を限度とします。

- 保険金額が保険価額の80%に相当する額より低い場合

保険金額を限度として、次式によって算出した額

$$(\text{損害の額}^{※2} - \text{自己負担額}) \times \frac{\text{保険金額}}{\text{保険価額の80\%に相当する額}}$$

※1 保険金額が保険価額を超える場合は保険価額とします。 ※2 損害の額が保険価額を超える場合は保険価額とします。

保険の対象とならないもの

- 動物、植物
- 自動車(道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第2条(定義)第2項に定める自動車をいい、同条第3項に定める原動機付自転車は含みません。)
- テープ、カード、ディスク、ドラム等のコンピュータ用の記録媒体に記録されるプログラム、データその他これらに準ずるもの
- 野積みの動産、屋外に設置の自動販売機(その収容商品を含む)

保険金額について

- 保険の対象(「建物」「設備・什器等」「商品・製品等」「屋外設備・装置」「家財」)のそれぞれに保険金額を設定してご契約ください。
- 保険金額は保険の対象の価額(時価額^{※3}) いっぱいに設定してください。保険金額が時価額に満たない場合にはお支払いする保険金が損害額より少なくなる場合があります。

※3 再調達価額から使用による消耗分を差し引いた額

再調達価額でのご契約をお勧めします

時価額^{※1}(保険価額)を基準として保険金をお支払いしますが、保険金だけでは十分な復旧ができない場合もあります。新価払特約もしくは価額協定保険特約(建物新価・家財新価用)をセットでご契約いただいた場合には、再調達価額^{※2}での補償となります。(この特約の対象は、建物および機械設備・什器備品、家財^{※3}となります。また、商品・製品等は対象となりません。)

※1 再調達価額から使用による消耗分を差し引いた額 ※2 保険の対象と同等のものを再築・再取得するのに要する額

※3 家財が対象となるのは価額協定保険特約のみとなります。新価払特約はセットできません。

保険金をお支払いできない主な場合

以下のいずれかの事由によって生じた損害については保険金をお支払いしません。

全プラン 共通	1. 保険契約者、被保険者の故意もしくは重大な過失または法令違反 2. 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動 3. 地震もしくは噴火またはこれらによる津波(地震保険、地震危険補償特約(縮小支払方式)を付帯することによりお支払いの対象となります。) 4. 核燃料物質、核燃料物質によって汚染された物の放射性、爆発性、その他の有害な特性またはこれらの特性による事故 5. テロ行為、テロ行為を抑制もしくは防止する目的またはテロ行為に対して報復する目的で行われる行為 6. 感染症、感染症発生の兆し、またはそのおそれ 7. サイバー攻撃またはサイバー事故(ただし、サイバー事故の直接の結果として発生した火災、破裂・爆発による財物損害は除きます。) 8. データの使用不能もしくは機能不全または修復、交換、復元もしくは再作成	など
------------	--	----

以下のいずれかに該当する損害および以下のいずれかによって生じた損害に対しては、保険金をお支払いしません。

全プラン 共通	1. 保険の対象の欠陥。ただし、保険契約者、被保険者またはこれらの者に代わって保険の対象を管理する者が、相当の注意をもってしても発見し得なかった欠陥を除きます。 2. 保険の対象の自然の消耗もしくは劣化または性質による変色、変質、さび、かび、腐敗、腐食、浸食、ひび割れ ^(注) 、剝がれ、肌落ち、発酵もしくは自然発熱の損害その他類似の損害 3. ねずみ食い、虫食い等 (注) 板ガラスの熱割れは含みません。	など
------------	---	----

以下のいずれかに該当する損害に対しては、保険金をお支払いしません。

フルカバー プランのみ	1. 差押え、収用、没収、破壊等国または公共団体の公権力の行使によって生じた損害。ただし、消防または避難に必要な処置としてなされた場合は除きます。 2. 冷凍・冷蔵物について、冷凍・冷蔵装置または設備の破壊・変調もしくは機能停止によって生じた損害 3. 保険の対象に生じた汚損、擦損、塗料のはがれその他単なる外形上の損傷であって、保険の対象の機能に直接関係のない損害 4. 電力の停止または異常な供給により、保険の対象である商品・製品等(商品、製品、半製品、仕掛品、原材料、副産物および副資材等をいいます。)のみに生じた損害 5. 万引き等によって生じた損害(万引き、その他不法侵入、暴行または脅迫の行為をなさなかった者に盗取されたことによって生じた損害をいいます。)	など
----------------	--	----

その他、適用する特約の種類により補償の対象外となるものがありますので、詳しくは約款をご覧ください。か取扱代理店または弊社までご確認ください。

保険会社破綻時の取扱い

保険契約を引き受けている損害保険会社の経営が破綻した場合には、保険金、解約返れい金の支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。引受保険会社の経営が破綻した場合に備えた保険契約者保護の仕組みとして、「損害保険契約者保護機構」があります。企業財産総合特約付普通火災保険のご契約については、同機構によって、事故に関する保険金や解約返れい金が、右記の割合によって補償されます。本制度の具体的な内容については弊社ホームページ(www.chubb.com/jp)をご覧ください。か、弊社までお問い合わせください。

ご契約の種類	解約返れい金
企業財産総合特約付 普通火災保険 [※]	補償割合 80%
保険金支払い	
• 破綻後3ヶ月間は、保険金を全額支払(補償割合100%) • 3ヶ月経過後は、補償割合80%	

※ご契約者が、個人・小規模法人である場合に補償の対象となります。

- Property Pro Smartとは、普通火災保険(一般物件用)に企業財産総合特約を付帯した商品です。
- 企業財産総合特約とは、「企業財産総合特約(基本補償)」「企業財産総合特約(総合補償)」「企業財産総合特約(フルカバー補償)」の総称です。
- ご契約に際しては、必ず「重要事項説明書」をご参照ください。
- このパンフレットは保険の概要を説明したものです。詳細につきましては、企業財産総合特約付普通火災保険(一般物件用)約款・特約集をご参照ください。ご契約手続き、その他この保険の詳しい内容は取扱代理店または弊社にお問い合わせください。
- Property Pro Smartは「企業財産総合特約付普通火災保険」のペットネームです。

取扱代理店

引受保険会社

Chubb 損害保険株式会社(チャブ保険) 火災保険部
〒141-8679 東京都品川区北品川 6-7-29
ガーデンシティ品川御殿山
TEL 03-6364-7000(代)
www.chubb.com/jp

